

仁淀川町町民バス・
仁淀川町スクールバス
指定管理業務仕様書

令和8年10月
仁 淀 川 町

仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理業務仕様書

本書は、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス（以下「町民バス・スクールバス」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、仁淀川町が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものである。

1. 指定管理者が行う業務

- (1) 町民バス・スクールバスの運転及び運行の管理等に関する業務
- (2) 車両の管理及び整備に関する業務
- (3) 車両の自動車保険に関する業務
- (4) 事故処理及び苦情処理に関する業務
- (5) 停留所の管理に関する業務
- (6) 利用料金の収受に関する業務
- (7) 前号に掲げるもののほか運行管理において町長が必要と認める業務

2. 町民バス・スクールバスの運行内容

- (1) 町民バス定期運行経路 ※令和7年度実績、「別紙1 仁淀川町町民バス経路図」参照

路線名	通行区間	スクールバス 併用区間
安居溪谷線	土居から大屋まで	
折尾線	土居から折尾まで	
坂本楮原線	楮原から寄合まで	○
上名野川線	大崎から上名野川まで	○
北川線	大崎・森から北川まで	○
芋生野線	森から芋生野まで	
織合橋大崎線（一部黒岩観光へ委託）	大崎から大植まで	○
東部線	森から大蔵まで	
狩山口線（黒岩観光へ委託）	大崎から狩山口まで	○
森山線	森山から名野川まで	○

- (2) 町民バス定期運行時間 ※「別紙2 仁淀川町町民バス・スクールバス時刻表」参照

- (3) 町民バス定期外運行

※「別紙3 定期外・教育活動支援運行計画表（令和7年度）」参照

運行範囲を原則として町内に限り、仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例（以下「町民バス条例」という。）第5条第3項各号に該当する場合。

(4) スクールバス通学支援運行経路

※令和8年度実績、「別紙4 仁淀川町スクールバス経路図」参照

路線名	通行区間	町民バス 併用区間
坂本楮原線	楮原から坂本まで	○
寺村線	大板から池川まで	
狩山口線（黒岩観光へ委託）	大崎から池川まで	○
北川線	北川から森まで	○
上名野川線	上名野川から池川まで	○
織合橋大崎線（一部黒岩観光へ委託）	大崎から川渡まで	○
仁淀中学校線	長者から森まで	
森山線	森山から名野川まで	○
大崎佐川線	大崎から佐川駅まで	

(5) スクールバス通学支援運行時間 ※「別紙2 仁淀川町町民バス・スクールバス時刻表」及び「別紙5 仁淀川町スクールバス時刻表」参照

(6) スクールバス教育活動支援運行 ※「別紙3 定期外・教育活動支援運行計画表（令和7年度）」参照

修学旅行、遠足、見学、移動教室、体育競技並びに部活動における対外試合等及びその他教育長が認めた場合

(7) 町民バス・スクールバスの運行内容の変更

町民バス・スクールバスの運行内容についてはこの仕様書に記載されている内容から変更の可能性を有している。特に、スクールバスの運行内容については、年度途中であっても児童及び生徒の居住地により変更が行われる可能性がある。

3. 運行管理及び整備管理の体制

(1) 運行管理の体制

指定管理者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす運行管理の責任者を1名専任しなければならない。

①運行管理者資格者証（旅客）の交付を受けている者

②運行管理者試験の受験資格を有する者（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12）

※運行管理者基礎講習を受講した者等

③安全運転管理者の要件を備える者（道路交通法施行規則第9条の9第1項）

(2) 整備管理の体制

指定管理者は、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める整備管理者の資格を満たす整備管理の責任者を1名選任しなければならない。

(3) 運転者の資格要件

指定管理者は、２種運転免許保有者又は１種運転免許保有者で交通空白地帯有償運送等運転者講習を受講した者を運転者として、町民バス・スクールバスの安全・安定した運行ができる体制が取れる人数を確保しなければならない。

４．町民バス・スクールバスの貸与物品

町は、指定管理者に無償で次の物品を貸与する。（車両更新の場合有り。）

区分	ナンバー	車名	乗車定員
町民バス	高知 200 さ 579	トヨタハイエースコンピューター	14 人
〃	高知 200 さ 676	トヨタハイエースコンピューター	14 人
〃	高知 300 め 5881	トヨタハイエースワゴン	10 人
〃（予備車両）	高知 200 さ 529	トヨタハイエースコンピューター	14 人
〃（予備車両）	高知 200 さ 544	日野リエッセⅡ	29 人
〃（予備車両）	高知 200 さ 614	トヨタコースター	26 人
スクールバス（併用）	高知 200 さ 450	日野リエッセⅡ	26 人
〃（併用）	高知 200 さ 528	トヨタハイエースコンピューター ※故障により R9 年度代替車購入予定	14 人
〃（併用）	高知 200 さ 632	トヨタハイエースコンピューター	14 人
〃（併用）	高知 200 さ 684	トヨタハイエースコンピューター	14 人
〃（併用）	高知 200 さ 808	三菱ローザ	29 人
〃（専用）	高知 200 は 62	いすゞガーラミオ	46 人
〃（専用）	高知 200 さ 790	トヨタハイエースコンピューター	14 人

５．利用料金

町民バス定期運行の利用料金は、町民バス条例第 7 条第 2 項で定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定め、利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。町民バス定期外運行及びスクールバスの利用料金は、無料とする。

６．剰余金の取扱い

指定管理料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務に要した経費に係る適正な支出額を控除した剰余金は、指定管理者の収入とする。ただし、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況等に照らして過大であると認められる場合は、町と指定管理者が協議し、当該剰余金のうち町に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。

７．委託の制限

指定管理者は、管理業務の全部を第三者に委託してはならない。また、管理業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に町の承諾を得なければならない。

8. 責任及びリスク分担

管理業務に関する責任及びリスク分担については、別紙6「責任及びリスク分担の区分表」のとおりとする。

9. 業務報告書等の提出

(1) 事業計画書

指定管理者は、指定期間における事業年度毎に、町が指定する期日までに事業計画書を提出しなければならない。

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 45 日以内に事業報告書を町に提出しなければならない。

(3) 定期報告書

指定管理者は、毎月終了後 10 日以内に運行実績報告書を町に提出しなければならない。

10. その他

この仕様書に記載のない事項については、別途町と協議を行い決定する。この仕様書に記載されている路線・通行区間等においては、変更の可能性を有している。また、仁淀川町地域公共交通計画（令和7年3月14日策定）において路線の再編が検討されており、路線再編が実施された際には指定管理料の再計算を行う。